

鳥取県原爆被害者協議会活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県原爆被害者協議会活動補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、原爆死没者を追悼し平和を祈念する団体の活動を支援し、もって恒久平和と核廃絶の実現に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、本市において前条の目的を達成するため、多年活動実績を有する鳥取県原爆被害者協議会東部支部（以下「協議会」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費は、当該年度において協議会が行う活動に要する経費のうち、事務、会議及び研修に関する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 本補助金は、補助対象経費の合計額を限度として、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、運営計画書及び収支予算書を添付して毎年5月31日までに行わなければならない。

(交付時期等)

第7条 本補助金の交付は、協議会の運営が円滑に行われるよう毎年6月30日までに概算払いにより行うものとする。

2 規則第10条の規定に関わらず、同条に規定する着手届、完了届の提出は不要とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、運営報告書、収支決算書、帳簿の写し、預貯金通帳の写し及び第4条に規定する経費に係る支出証票の写しを添付して本補助金の交付を受けた年度の翌年度の5月10日までに行わなければならない。

(検査)

第9条 規則第18条の規定により、本補助金に係る検査を行うものとする。この場合、検査員は、検査を行ったときは速やかに調書(様式第1号)を作成し、市長に復命しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年5月14日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月17日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。